

平成30年

第1回飯館村議会臨時会会議録

自 平成30年1月25日
至 平成30年1月25日

飯 館 村 議 会

平成30年第1回飯館村議会臨時会会期日程（案）

（会期1日間）

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	1.25	木	本会議	午前11時00分	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>



平成30年1月25日

平成30年第1回飯館村議会臨時会会議録（第1号）

()

()

平成30年第1回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	平成30年1月25日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成30年1月25日 午前11時00分				
	閉議	平成30年1月25日 午後 1時53分				
忘（不） 招議及 出席議 びに並 びに欠 員 出席9名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不 △○招 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	3番 佐藤一郎		4番 高橋孝雄		5番 高橋和幸	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 北原美樹		書記 松本義之	
地方自治法 第121条の 規定によ り説明の ため出席 した者の 氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	愛澤伸一	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	齊藤修一	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	飯野支所長	高橋正文	○
	教育長	中井田 榮	○	教育課長	村山宏行	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	農業委員会 会長	菅野宗夫		農業委員 会会長	石井秀徳	○
選挙管理委員 会会長	高野京子		選挙管理委員 会会長	愛澤伸一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年1月25日（木）午前11時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第1号 学校等再開整備事業備品（中学校体育館舞台吊物幕等）の取得について
- 日程第 5 議案第2号 飯舘村スポーツ公園整備工事（建築）請負契約の変更について
- 日程第 6 議案第3号 飯舘村スポーツ公園整備工事（土木）請負契約の変更について
- 日程第 7 議員派遣

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（菅野新一君） ただいまの出席議員9名、定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回飯館村議会臨時会を開会します。

（午前11時00分）

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、その他案件3件であります。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。広報編集特別委員会が1月15日、16日に広報編集のため開かれております。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復旧対策特別委員会が1月16日及び24日に国要望事項等協議のため開催されております。

次に、議会運営委員会が本日、本臨時会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から、平成29年11月及び12月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

次に、平成29年発議第8号について、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、復興大臣宛意見書を送付しております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番 佐藤一郎君、4番 高橋孝雄君、5番 高橋和幸君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第3、村長提出の議案第1号から議案第3号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、ここに平成30年第1回飯館村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会ではありますが、去る1月10日に学校等再開整備事業備品について入札を行い仮契約を結んだので、スポーツ公園整備工事の変更契約とあわせてご承認いただきたく、招集したものでございます。

それでは、提出しました議案についてご説明をいたします。

議案第1号であります。学校等再開整備事業備品の取得について。備品というのは、中学校体育館の舞台吊物幕などです。1月10日に4者による指名競争入札を行った結果、北日本紙業株式会社が落札しましたので、その物品の取得について議決を求めるものであります。なお、契約金額は1,022万1,984円です。

議案第2号は、飯館村スポーツ公園整備工事請負契約の変更についてです。これは建築のほうです。平成29年4月24日付で関場・横山特定建設工事共同企業体と工事請負契約を結び、工事をこれまで進めてきたところですが、陸上競技場部分に水が湧きまして、対策工事が必要となりましたので、その他の追加工事と合わせて、当初の工事請負計画を4,826万4,120円増額する契約の変更について議決を求めるものであります。なお、この4,826万ほどを足した場合、11億1,715万4,160円となります。

議案第3号は、飯館村スポーツ公園整備工事請負契約の変更についてです。これはスポーツ公園の土木です。平成29年5月9日付で仙建工業小林土木特定建設工事共同企業体と工事請負契約を結んで工事を進めてきたところですが、駐車場の利便性向上のため、照明灯4基を追加するなど工事の変更追加が必要となりましたので、当初の工事請負額を2,122万7,400円増額する契約の変更について議決を求めるものでございます。なお、変更後の契約金額は、12億837万960円になります。

以上が今回提出いたしました議案の概要であります。どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げて、提出議案の説明とさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時08分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時18分）

◎日程第4、議案第1号 学校等再開整備事業備品（中学校体育館舞台吊物幕等）の取得について

議長（菅野新一君） 日程第4、議案第1号学校等再開整備事業備品（中学校体育館舞台吊物

幕等)の取得についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番(佐藤八郎君) まずもって、議案調査の時間はないということなので、いろいろ聞きながらやるほかないという本議会であります。

この幕が必要だというふうに思われたのは、いつ思われたのか。最初から必要ではなかったのか。どういう流れでこの総合計画、学校に対しての整備計画が出たときになぜ出なかったのか伺っておきたいと思います。

教育長(中井田 榮君) 今回の議案は、ご承知のとおり12月の補正にかけまして、補正予算をご承認いただいて、その上でやっている内容でございまして、中学校の体育館につきましては、今ほど説明がありましたように、ステージの中について、仕上げの段階に来て、予算の範囲の中でさらに施設の充実を図るというようなことで、今回12月の補正に基づいて変更契約が整いましたので、備品については予算に基づいて今回議案の中に上程をさせていただいたといった内容でございます。

7番(佐藤八郎君) 1、2番はわかりました。2番、3番、3番、4番、幾らでしょう。

総務課長(愛澤伸一君) 4者指名をいたしましたが入札に応じていただきましたのが2者でございまして、残り2者の方からは辞退ということでございました。

7番(佐藤八郎君) 私ども、この幕の専門的なものがないんですけども、これほどのお金をかけるような幕が必要だという、教育委員会か何かのお話の中ではどういう話があったんでしょうか。

教育長(中井田 榮君) 内容については、ここにありますように、説明資料、学校教育の中でいろいろな催しがあるわけでありましてけれども、その中でステージを多く使います。その中で、必要なステージの施設、それを今回契約の中に入れてありますけれども、主に一文字幕とか源氏幕というのは、ある程度ステージを使う段階で必要になりますので、そういった内容を今回上げさせていただいたというようなことと、一番はこの美術バトンを上げ下げしていろいろな垂れ幕とか、いろいろな催しのときにつけるバトンがありますけれども、その部分と、さらにスクリーン、これもふれ愛館にありますけれども、あれの1.5倍の大きさのものを設置しながら学校教育に生かしていきたいというようなことでの設置でありますので、ご了解をいただければと思います。

議長(菅野新一君) ほかに質疑ありませんか。

1番(佐藤健太君) この中学校の舞台関係に関する備品なんですけれども、舞台のこの幕だけではなくて、備品というのは、ほかスピーカーとかその辺は入らないんでしょうか。

教育長(中井田 榮君) スピーカー等々につきましては、工事として現在進めておりますので、備品としては上げておりません。

議長(菅野新一君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号学校等再開整備事業備品（中学校体育館舞台吊物幕等）の取得についての件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

議長（菅野新一君） この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立、賛成5人、反対3人）

議長（菅野新一君） 起立多数。よって、議案第1号学校等再開整備事業備品（中学校体育館舞台吊物幕等）の取得についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第2号 飯館村スポーツ公園整備工事（建築）請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第5、議案第2号飯館村スポーツ公園整備工事（建築）請負契約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） 前回の予算で、要は矢板55枚を打ち込むということだったんですが、この55枚、何枚目あたりで入らなくなって今回こういう形になったのかお聞かせください。

教育長（中井田 榮君） ご質問にありましたように、今回の変更につきましては、主に矢板、10月に補正を取らせていただきまして工事を進めたわけでありまして、かたい岩盤が出てなかなか入らないというようなことで12月の補正をさせていただいて、今回変更契約といった内容でございまして、今何枚目かということは確認しないとわからないわけでありまして、そういうようなかたい岩盤が出たことによって、さらにこの資料にもありますように工法を変えて、今回岩盤を抜いての工事になったといった内容でござい

ます。

6番（渡邊 計君） こういう矢板というのは単独で打ち込むのではなくて、恐らく組み込み組み込みでつながっていくということになれば、これ10枚目で入らなくなったのか、20枚目で入らなくなったのか。

それで、例えば20枚目で入らなくなった場合、残り35枚の予算はどうなったのか。そのところはどうなっていますか。

教育長（中井田 榮君） その内容につきましては確認させていただきたいと思っておりますけれども、今回かたい岩盤が出て、変更に伴う工事だったというふうにご理解いただければと思います。

6番（渡邊 計君） 前回の予算の確認も取れないでまた上げてきたということは、前回の予算が余っていた場合、どうなるのかという疑問が出てくるわけです。

あと、③にあるエクステンション部のアルミ見切り材に関して、これは前回より幅を広くして強度を増すということなんでしょうけれども、これ何ミリぐらい長さを幅広くしたんでしょう。

教育長（中井田 榮君） 今ほど3番目の屋内運動場の耐震性向上のための見切り材、何ミリかということでありまして、それも確認させていただければと思います。

6 番（渡邊 計君） 私も建築は13年ほどやっていて、こういう見切り材ということについてもかなりわかっていると思うんですけども、こういう場において、この幅を広げることによって機能を満足させるとなった場合、回答の中でどのくらい広げたかわからないという回答は、我々にとっては納得いかない形になるんですけども、すぐにはわからないということでしょうか。

教育長（中井田 榮君） 申しわけございません。工法的なことをございますので、若干時間をいただいて確認をさせていただければと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

7 番（佐藤八郎君） 確認できないのであれば時間をとるほかないと思うんですけども。

また別な点で聞いておきますけれども、のり面及びブロックの保全が必要となるということで、想定よりかたく、矢板が計画の深さまで到達できないと。

これ、ここの地盤検査とか事前に何もしない中で、どんな地盤か何かも全然わからうともしないでこういう間に合うんだと、この長さの矢板版で差さるんだというふうに、当初の段階での地盤の確認云々については、どういう流れでどんな確認をされて、この矢板で間に合う、55枚差すことで十分だというふうにしたのか伺っておきます。

あとは、②番目は、トイレ工事における階段、通路を新たに設置する。これもなぜ前からその階段が必要だと思わなかったのか聞いておきたい。

3番目、外壁を押さえるための鉄骨下地を施工するというところで、当初計画した見切り材より幅を確保することにより伸縮継ぎ手の機能を満足させ、地震による耐震性向上を図りたいというふうになりますと、当初は伸縮継ぎ手の機能とか地震による耐震性がこれよりは落ちる中で設計されたということになりますか。

あとは、4番目ですけれども、現場精査したところ天井の傷みが、放送用具室前の階段についての傷みが、外壁のシーリングについて劣化が著しい。これも当初との関係では、何を見てどこをどのようにというふうにしたものだったのか。当初には見落として、追加、追加で今回2回目の契約というふうになっているのかお聞きしたい。

生涯学習課長（藤井一彦君） 専門家ではありませんので全て答えることはできないかもわかりませんが、まずのり面の工法についてですけれども、今までいろいろな工法を検討した中で、これで行けるだろうということをやったということなんですけれども、実際はあれだけの長さを全部掘って、全部試掘をしたわけではございませんので、その中でやはり入っていかないところが出てきたということで、今回の工法を変えてやらせていただいたということをございます。

それから、あと階段の必要性については、当初計画に入れていなかったんですけども、今回そこにトイレを、法面のところですけども、トイレをつくるということになりました、やはり中学校側からの動線を確保しないと、ぐるっと管理棟のほうを回ってからでないとおりにこられないということがございまして、改めてここには階段をつくらうということで、後から追加になったということをございます。そういった意味では、もう少し当初練っておけばよかったかというところもございます。

3番の鉄骨工事の関係ですけれども、最初は全面ガラス張りというような計画でおった

んですけれども、どうしても中がテニスコートなものですから、そのテニスコートで打ち合うところの壁を全面ガラスにいたしますとまぶしくてなかなかやりにくいところがあって、そここのところのガラスの面を随分少なくいたしまして、その関係もございましてこのところは設計を変更させていただいて、窓枠がない部分、強度を増す必要があるということで、新たなこの変更ということになったものでございます。

それから、あと④の天井については、目視で当初見てこのまま行けるだろうというようなことだったんですけれども、実際工事を始めてみますと、雨漏りであったりとか、結構目では確認できなかったひびとかそういったものが、屋根材の吹きかえなんかもやった段階で発見をされたということがございまして、改めて天井の張りかえというのを追加させていただいたところでございます。

以上、ご理解いただければと思います。

以上です。

7番（佐藤八郎君） ご理解できない。話にならない。

私が見たって、今最後に言った雨漏りなんて、雨漏りがあったらわかるでしょう、素人が見たって。何を見て当初の設計なり何なりを組んでやってきたんだかわからない。

最初の1番目、地盤の調査をどれだけやったんだって言っているんですよ。地盤をどれだけ、どれだけかたい地盤になっているのかをきちんと、どういう経過でやられて、どういう調査結果が出てきているのかって聞いているんです。それで22メートル、変更後も22メートルなのかな、延長、わかりませんけれども。だから、そこを聞いているのであって、工法を変更したかどうかなんて聞いていないんですけれども。

あとは、トイレをつくることになったと。トイレを有効活用するには階段が必要になったんだというお話でしたよね、今のところのお話。それだって最初からわかる話だし。

あとは、初めはガラスで、途中から変更して、伸縮継ぎ手の機能を満足させたり、耐震性を向上するようにしたんだと。では、最初のはだから非常に弱かったのを、今度は違くて強くしたっていうのであれば、最初の弱いっていう部分をなぜ設計して出したんですかって言っているんです。

4番目は、目視でって、そこら辺の作業小屋とかいろいろつくる話をしているんじゃないんです。役場にだってそれぐらいの建築関係の資格を持った方がいたりいろいろして、自分たちでできないのであれば県の建設云々、協会なり何なり依頼するなりしてきちんとした見積もりというか、きちんと出した中でやるんでしょう。あなたの目視で設計なり何なりつくったというわけではないでしょう。

答弁願います。

教育長（中井田 榮君） 地盤調査につきましては、当初に地盤調査をやって、そして進めてきたわけでありまして、たまたまこの場所はなくて、聞くと全体的な地盤調査をやって、そのデータに基づいて当初の設計をさせていただいた。でも、実際あそこは雨水が出て、昨年8月雨が続いて、1日も晴れない日が出て、水が出て、その矢板工事をやった。そしたら途中でとまって、今回変更を上げさせていただいて、そしてこの変更計画が整ったので今回の議会に上程をさせていただいたというのが大きな流れでございませ

て、ご指摘のとおり、当初設計があつてさらにということなんだろうということでありませうけれども、実際今回大きな工事をやらせていただいて、全体いろいろ問題はあるわけでありませうけれども、さらにこの仕上げに当たつて、いい施設にしていきたいということもあつての今回の変更でありますので、ぜひともご理解をいただければと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

7番（佐藤八郎君） いや、答弁していないんだから、次の質問に行く必要はないでしょう。答弁何もしていないでしょう。

地盤調査をやつたつて、どんな結果が出てどういふふうになつたのか。この矢板が打たれるようになったのか。

教育長（中井田 榮君） 細部の内容につきましては、先ほどからご答弁していますように、さっきの見切りの幅につきましても工法的なことでありませうので、専門担当官がおりますので、確認をさせていただいて、後できちつとした資料を出させていただきますので、ご理解をいただければと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

7番（佐藤八郎君） 12月補正をとつたからで、答弁もしない、後で、議案だけ通せという話にはならないと思ふんですけれども。いかがですか、こういう議事運営そのものが。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休議します。

（午前 11時42分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11時57分）

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時57分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時31分）

議長（菅野新一君） 休憩前の質問に対する答弁を求めます。

生涯学習課長（藤井一彦君） 午前中のご質問に改めてお答えをさせていただきます。

まず、矢板の関係工事の金額でございますが、変更前の金額が1,011万5,471円ございました。これを、工法を変えたことで1,923万9,121円となりまして、差額912万3,650円の増でございます。これが矢板でございます。

それから、アルミの厚さということでもございましたけれども、実質的にはエキスパンションというものでございまして、この厚さが、15ミリだったものが191ミリに変更しております。

次のご質問で、地質調査は何カ所したのかということでもございますけれども、3カ所でございます。

以上でございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

7番（佐藤八郎君） 先ほども聞いたんですけども、当初計画した見切り材、これ伸縮継ぎ手の耐震性が向上されるんだと、今度のもので。だけれども、どのぐらい前のと比べて強化されるんですか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 済みません、改めてちょっと調査の時間をいただければと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号飯館村スポーツ公園整備工事（建築）請負契約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

議長（菅野新一君） この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立、賛成5人、反対3人）

議長（菅野新一君） 起立多数。よって、議案第2号飯館村スポーツ公園整備工事（建築）請負契約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第3号 飯館村スポーツ公園整備工事（土木）請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第6、議案第3号飯館村スポーツ公園整備工事（土木）請負契約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） 以前にあった水飲み場のところに新たに水飲み場なり池をつくるということですが、この以前の水飲み場の撤去費用等はどうなっているのか。

それと、植栽に関してもほとんど植えかえるわけですが、その撤去費用等、どのようになっているのか。

それと、4番目になります。カウントボード、これはどんなもので、操作上有線なのか無線でやるのか、その費用等をお聞かせください。

建設課長（高橋祐一君） ただいま3点ほどのご質問がありますが、1番目の水飲み場の部分ではありますが、これについては今回追加したと。そして、以前あった水飲み場に関しては撤去ということで、当初の設計のほうで計上しております。この項目でいきますと、その他の部分で当初から入っているという状況であります。

あと、2番の植栽については、舗装をはがしたときに現在の木が風で倒れたという部分があったものですから、いろいろ調査した結果、なかなか根が下に入っていないと

いう部分がわかりましたので、その辺の部分を今回撤去して、新たに植栽をふやしているということで増額になっております。この撤去費用に関しましては、一応準備工ということで、今回変更の中身で計上しております。その他の項目ということでこの1,300万円の中に含まれていると。約250万円ぐらいの費用はかかっております。

3番目、野球場のカウンボードはどんなものかということですが、普通のSBOというストライク、ボール、アウトというやつ、そういう赤とか緑で点滅させるものなのですが、それについてはバックスクリーンの脇に1台と、あとバックネット裏のほうに1台ずつをセットするような計画になっております。それについては無線で飛ばして、バックネット裏に今度放送席と本部席をつくっていますので、その中で操作ができるような形での設計で考えております。費用的な部分は、無線という部分もありまして、金額的には両方で800万円ぐらいの金額になってきているという状況であります。

以上であります。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

2番（長正利一君） 4番目の1,685万8,000円の内訳を教えてください。

建設課長（高橋祐一君） LEDの先ほどの通常の部分の照明、あと野球場のカウンボードということで、先ほど野球場の分については800万円ぐらいという部分であります。LEDについては大体1基が90万円程度という部分で、そのほかに基礎工事とか配線工事、そういう部分が入ってきておりまして、全体で1,685万8,000円の増という形になっております。

7番（佐藤八郎君） 1番目の部分で、脱色アスファルトからカラー舗装に変更すると。これ平米単価でどのぐらい高いのか安いのか。あとは、遮熱効果や耐久性がどのぐらい脱色アスファルトとは違うものなのか。脱水力についてはどうなのか伺っておきます。

あと、前の議会でも、全体的に当初契約額と第1回、第2回、こういうふうにならざるに、変更、変更というふうになっているのと、先ほどお聞きした中では20%の変更は事業的には国の中で認められているという流れですけれども、20%なのでということで、どうもこの最初の設計調査の段階でもっときちんとやるべきではないかと思うんですけれども、その辺も、これは村長に伺っておきます。

建設課長（高橋祐一君） それでは、最初のご質問のほうでお答えさせていただきます。

脱色アスファルト舗装からカラー舗装に変更された部分での単価の違いということですが、大体平米直工で1,100円から1,200円ぐらい安くなるということになっております。

耐久性についてですが、脱色アスファルト舗装を選んだ理由としましては、既存の舗装が多少色がついていて脱色アスファルトに近かったという部分で、当初その計画で進んでおりましたけれども、やはり後での修繕、そういう部分を考えれば、やはり簡易な修繕ができるものがないということと、やはり脱色アスファルトだと粒がちょっと荒いという部分もあって、そういうところから破損が多いということから、今回カラー舗装に変更しているという形になっています。

それらの透水性はということなんです、その部分は透水性のものではなくて考えてお

りました。やはり透水性になってきますと、本村のような寒冷地については舗装が傷みやすいという部分もあるものですから、面撥水で今回は処理するというので、透水性でないものを使用しております。

以上です。

副村長（門馬伸市君） 第4点目ですが、変更、変更の話でありまして、通常ですとこんなに変更項目が多かったり、あるいは何回も変更をかけるということは今まではありませんでした。今回の場合は予算の年度的なものもあって、ある程度概算的な設計を組まざるを得ない、現場の精査をしながらも、変更ありの設計を当初から組んでおりました。こう言うては皆さんに失礼な言葉かもしれませんが、事業費がとにかく60億という、合わせて、学校のほうとスポーツ公園のほうと、そんな関係もあって、手分けをしながら設計を組み立ててきました。そんな関係もあって、年度内に普通は終わる事業であればそう変更はありませんが、今回はそのスタート時点からそういう状況の中で設計を組んできましたし、設計業者のほうにも大筋のことで協議はしてまいりましたが、いざ設計をしながら、動きながらということで、かなり変更も当初から見込まれていたことであります。

ですので、前回からずっと変更の件でご指摘を受けてまいりましたが、事情がそういう事情なものですから、変更が今回も含めて2回、3回と出てきたような状況になっておりました大変申しわけないことでありますが、こういう事情ゆえに変更になったということですので、事情をお汲みの上ご理解を願えればと思います。

ただ、今後は変更を出すにしてもよく精査をして、何回も変更をかけることのないように、そういうふうには心がけていきたいと、そんなふうには思っていますが、今回の学校の件とスポーツ公園の件については、まさしく時間のなかであれだけの事業費の設計を組んできたものですから、実施に当たって、工事に当たって、やはり不都合が、ふぐあいが結構出てきたというのが実態であります。ご理解のほどお願いしたいと思います。

7番（佐藤八郎君） 私も20年以上やらせていただいておりますけれども、今回ぐらい、震災事故後ということもあって、ただ今回のこのスポーツ公園と学校に関しては、本当に飯館の多くの被災を受けた村民にとって、そんなに急いで、急にいろいろやらなくちゃならないことだったのかどうか、私自身は非常に疑問を持っておりますので、この工事の請負の仕方も含め、これでは最初に請け負った業者が幾ら安く請け負っても、次々と自分がやる仕事ができるという流れなんです。そういう意味では、なぜこんなに急いで、こんなに次の年まで繰り越してまでも無理やりこういうふうに急遽、特急工事みたいに、まるで今災害が起こらばかり、また災害が起きたばかりのような取り組みをしているのかが、非常に村民全体からしてもいろいろな声が寄せられています。

そういう意味では、私としては、今副村長から丁寧にご説明いただきましたけれども、要するに精査不足であって、当初からの変更ありきの事業をずっと展開して、この60億円、70億円の国家予算を使うという流れになっているというふうに考えています、私としては、

それをやらなくてはならないということで進めた村長から一言伺います。

村長（菅野典雄君） 避難解除がありましたので、それと同時に村としてはやはり学校再開と、このように考えたところでありますが、保護者のその他の方からそれぞれ中学校は中学校、

小学校は小学校、幼稚園は幼稚園というのではなくて、何かにつけてやはり1カ所でやっていただいたほうが良いと、こういうことになりましたので、急速1カ所ということになりますと中学校ということで、それをやはり小学校なり認定こども園ということでの改造あるいは新築と、こういうことになるということで、いわゆる予算どりをさせていただいた。その過程の中で公園のほうも整備をしていくことによって、いわゆる6,000人の人口が少ない人口になったときに、まして年配者が多いのではないかとよく言われておりますから、やはり合宿なり何なり交流人口なり、そういう若い人たちに来ていただけるような、そういう整備もこれからの村の将来にとって、復興にとって大切ではないかと、こういうことで予算どりをさせていただいてきたところであります。

趣旨は、2年かけても3年かけてもいいのではないかと、こういうことでありますが、少なくとも1年おくれればまた1年、子供たちはそれぞれ、あるいは若い人たちはそれぞれの自分たちのやはり道を歩むと、こういうことになりますので、できるだけやはり早い機会に学校再開なり、あるいは復興期間の予算の中でできるだけ村の予算を使わないでやるということが大切ではないかと、このようなことで進めさせていただいたということがあります。

いろいろなところで皆さん方に、臨時議会なり、あるいはこういうお話が、心配をさせたということは、改めて、申しわけないんですがそういう事情を推察していただいて、ぜひともご理解をいただければと思います。これからまだまだ課題はありますが、誠心誠意努力をして、熱意を持ってやっていきたいと、このように思っております。

以上であります。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号飯館村スポーツ公園整備工事（土木）請負契約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

議長（菅野新一君） この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立、賛成7人、反対1人）

議長（菅野新一君） 起立多数。よって、議案第3号飯館村スポーツ公園整備工事（土木）請負契約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議員派遣

議長（菅野新一君） 日程第7、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第1回飯館村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 1時53分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年1月25日

飯 館 村 議 会 議 長 蒼 野 新 一

同 会議録署名議員 坂 藤 一 郎

同 会議録署名議員 高 橋 孝 雄

同 会議録署名議員 崎 和 幸

